

議事**(1) 大津市乳がん検診協議会の廃止について**

大津市乳がん検診事業は令和6年度から県内集合契約に参入することとなり、本市乳がん検診は県内集合契約に付随する仕様書に沿い契約医療機関において実施されることとなった。これに伴い、大津市乳がん検診協議会の掌握事務「(1)乳がん検診の運営に関すること。」及び「(2)乳がん検診の精度管理及び評価に関すること。」については、滋賀県がん検診検討会乳がん部会において評価・協議されることとなり、大津市単独で同内容を協議する必要性が著しく低下することとなる。これは、大津市附属機関等の設置及び運営に関する指針第3第2項第2号に該当すると考えられるため同項の規定に伴い廃止の検討を必要とするものであり、このことについて協議会の承認を求める。